

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき平成22年度決算に係る健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	— (3.75)
連結実質赤字比率	— (8.75)
実質公債費比率	14.8 (25.0)
将来負担比率	237.7 (400.0)

※ () 内は、早期健全化基準を記載

(参考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7略

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成22年度岡山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

健全化判断比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから算定されない。

比率名	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	20%
実質公債費比率	14.8%	25%	35%
将来負担比率	237.7%	400%	